

平成 25 年度 監事 監査 報告書

平成 26 年 6 月 19 日

国立大学法人広島大学
学長 浅原 利正 殿

国立大学法人広島大学

監事 生田秀敏
監事 高橋 超

私ども監事は、国立大学法人法第 11 条第 4 項及び国立大学法人法第 35 条において準用する独立行政法人通則法第 38 条第 2 項に基づき、平成 25 年度（平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで）の国立大学法人広島大学の業務について監査を実施しました。その結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査方法の概要

監事は、広島大学監事監査規則等に従い、役員会その他重要な会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧、役員等からの業務運営状況の聴取、並びに本部及び主要な部門における業務・財産状況の調査等を実施しました。

り説明を受けました。

さらに、会計監査人から報告及び説明を受け、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、

2. 監査の結果

- (1) 財務諸表（利益の処分に関する書類(案)を除く）は、法人の財政状態及び運営状況を適正に表示していると認めます。
- (2) 利益の処分に関する書類(案)は、法令に適合していると認めます。
- (3) 事業報告書は、業務運営の状況を正しく示していると認めます。
- (4) 決算報告書は、当法人の予算区分に従って決算の状況を正しく示していると認

は認められません。

以上